

新型コロナウイルスにかかる生活福祉資金の特例対応について

岐阜県社会福祉協議会では低所得世帯に対して生活費等の必要な資金の貸付を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。

今回新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業により生活資金でお悩みの方々に向けた緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

貸付についてご相談の方は、養老町社会福祉協議会へお問い合わせください。

《相談窓口》

社会福祉法人 養老町社会福祉協議会

養老郡養老町高田79番地2（養老町老人福祉センター）

《必要書類など》

- ・借入申込者の身分を証明するもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
 - ・在留カード（外国人の方の場合）
 - ・住民票（世帯全員、本籍地記載のもの）
 - ・収入の減少が確認できる書類（給与明細、通帳、勤務シフト表等）
 - ・預金通帳
 - ・印鑑
 - ・口座振替依頼書※指定様式（金融機関の登録印等の受付をお願いします。）
- *その他、ご相談の内容により追加の書類の提出をお願いすることがあります。

《受付時間》

予約制 月曜日から金曜日 9：00から16：00（祝日を除く）

※事前にご連絡なく来所されましてもご対応ができないことがありますのでご了承ください。

《申込受付期間》

令和2年12月末まで（令和2年9月末現在）

○特例貸付に関する詳しい内容についてはこちらをご覧ください

<https://www.winc.or.jp/contents/services/shikin/#1>